

令和5年3月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

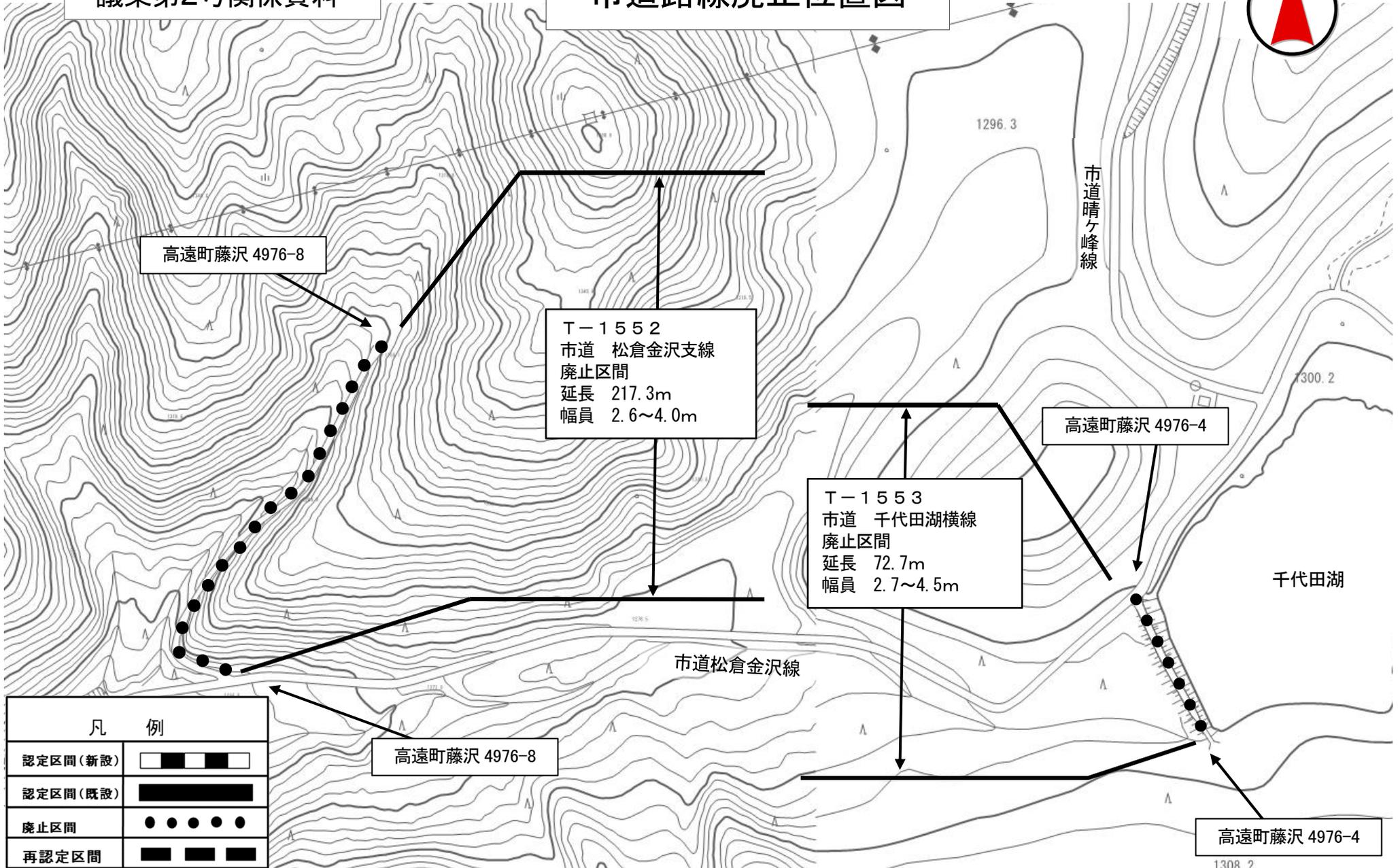
令和5年2月24日

## 令和5年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	東原工業団地拡張用地位置図……………	4
議案第2号関係資料	市道路線廃止位置図……………	5
議案第3号関係資料	伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表……………	6
議案第4号関係資料	伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表……………	7
議案第5号関係資料	伊那市積立基金条例新旧対照表……………	8
議案第6号関係資料	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表……………	9
議案第7号関係資料(1)	伊那市保育園条例新旧対照表……………	10
議案第7号関係資料(2)	伊那市子ども・子育て審議会条例新旧対照表……………	11
議案第8号関係資料	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	12
議案第9号関係資料	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	21
議案第10号関係資料	伊那市介護予防施設条例新旧対照表……………	24
議案第11号関係資料(1)	伊那市国民健康保険条例改正概要……………	25
議案第11号関係資料(2)	伊那市国民健康保険条例新旧対照表……………	26
議案第12号関係資料	伊那市キャンプ場条例新旧対照表……………	27
議案第13号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表……………	29
議案第14号関係資料	伊那市中間教室条例新旧対照表……………	30
議案第15号関係資料(1)	伊那市美術館条例新旧対照表……………	31
議案第15号関係資料(2)	伊那市歴史博物館条例新旧対照表……………	32
議案第16号関係資料	伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	33

議案第17号関係資料	伊那市体育施設条例新旧対照表	35
議案第19号関係資料(1)	和手下いきいき交流施設位置図	37
議案第19号関係資料(2)	上山田いきいき交流施設位置図	38
議案第19号関係資料(3)	下村いきいき交流施設位置図	39
議案第19号関係資料(4)	下小出いきいき交流施設位置図	40
議案第19号関係資料(5)	野口いきいき交流施設位置図	41
議案第19号関係資料(6)	上島いきいき交流施設位置図	42
議案第19号関係資料(7)	境いきいき交流施設位置図	43
議案第19号関係資料(8)	木裏原いきいき交流施設位置図	44
議案第19号関係資料(9)	四日市場いきいき交流施設位置図	45
議案第19号関係資料(10)	湯戸いきいき交流施設位置図	46
議案第19号関係資料(11)	柳沢いきいき交流施設位置図	47
議案第19号関係資料(12)	上川手いきいき交流施設位置図	48
議案第19号関係資料(13)	城いきいき交流施設位置図	49
議案第19号関係資料(14)	川北町いきいき交流施設位置図	50
議案第19号関係資料(15)	高尾町いきいき交流施設位置図	51
議案第19号関係資料(16)	下中島いきいき交流施設位置図	52
議案第19号関係資料(17)	池いきいき交流施設位置図	53
議案第19号関係資料(18)	羽根いきいき交流施設位置図	54
議案第19号関係資料(19)	南小出いきいき交流施設位置図	55





# 議案第3号関係資料

## 伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第2（第6条関係） 級別基準職務表 ア 行政職給料表級別基準職務表		別表第2（第6条関係） 級別基準職務表 ア 行政職給料表級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
略		略	
4級	1 係長の職務  2 支所長の職務 3 園長の職務 4 副園長の職務 5 副主幹又は副技幹の職務	4級	1 係長の職務 2 <u>担当係長の職務</u> 3 支所長の職務 4 園長の職務 5 副園長の職務 6 <u>副主幹又は副技幹の職務</u>
略		略	
備考 略 イ～ウ 略		備考 略 イ～ウ 略	

## 議案第4号関係資料

伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第9条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(平成18年伊那市条例第43号)の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>附則第18項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の8項を加える。</p> <p>19～22 略</p> <p>23 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、<u>第5条の3中「定年から」とあるのは「定年(附則第21項各号に掲げる職員以外の職員にあっては60歳とし、同項各号に掲げる職員にあっては65歳)から」と、同条の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年(附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項各号に掲げる職員にあっては65歳)」とする。</u></p> <p>24～26 略</p>	<p>(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第9条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(平成18年伊那市条例第43号)の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>附則第18項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の9項を加える。</p> <p>19～22 略</p> <p>23 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、<u>第5条の3の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項各号に掲げる職員にあっては65歳)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</u></p> <p>24～26 略</p> <p>27 当分の間、<u>第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(附則第24項の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の3」とする。</u></p>

# 議案第5号関係資料

## 伊那市積立基金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
名称	目的及び用途	会計名	名称	目的及び用途	会計名
略			略		
新型コロナウイルス対策応援基金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施する各種対策事業及び支援事業に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	新型コロナウイルス対策応援基金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施する各種対策事業及び支援事業に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
			<u>森林環境譲与税基金</u>	<u>森林環境譲与税の交付に伴い実施する森林経営管理制度による各種事業及び森林整備等に要する費用の財源に充てる。</u>	<u>伊那市一般会計</u>

## 議案第6号関係資料

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第5条 促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和5年3月31日までに、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（地域未来投資促進法第25条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条で定める対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分限り課税を免除するものとする。</p>	<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第5条 促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和6年3月31日又は令和6年3月31日までに新たに基本的な計画を作成する場合は当該計画の同意日の前日のいずれか早い日までに、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（地域未来投資促進法第25条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条で定める対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分限り課税を免除するものとする。</p>

## 議案第7号関係資料(1)

### 伊那市保育園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(入園基準)</p> <p>第4条 法第24条第1項の規定及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第<u>19条第1項第2号</u>の内閣府令で定める事由による保育園への入園は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童の保育を必要とする場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(入園基準)</p> <p>第4条 法第24条第1項の規定及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第<u>19条第2号</u>の内閣府令で定める事由による保育園への入園は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童の保育を必要とする場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p>

## 議案第7号関係資料(2)

### 伊那市子ども・子育て審議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条</u> <u>第1項</u>の規定に基づき、子ども・子育てに関する事項について審議するため、伊那市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条</u> <u>第1項</u>の規定に基づき、子ども・子育てに関する事項について審議するため、伊那市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

## 議案第8号関係資料

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育園 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育園 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認</p>	<p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基</p>

旧	新
<p>定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4～5 略</p>	<p>づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4～5 略</p>
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>

旧	新
<p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>5～6 略</p>	<p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>5～6 略</p>
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

旧	新
<p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p>
<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第26条 <u>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育園に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第26条 <u>削除</u></p>
<p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育園に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す</p>	<p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育園に限る。この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>

旧	新
<p>る教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。</p>	<p>育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。</p>
<p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる</p>	<p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就</p>

旧	新
<p>小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>	<p>学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>
<p>(利用定員)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>

旧	新
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3～4 略</p>
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定</p>

旧	新
<p>を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。</p>	<p>を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。</p>
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定</p>

旧	新
<p>保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

# 議案第9号関係資料

## 伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(保育園等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(保育園等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>
	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計</u></p>

旧	新
	<p><u>画の変更を行うものとする。</u></p>
	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u>  <u>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u>  <u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)  第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)  第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p>
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u>  第14条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第14条 <u>削除</u></p>
<p>(衛生管理等)  第15条 略</p>	<p>(衛生管理等)  第15条 略</p>

旧	新
<p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

# 議案第10号関係資料

## 伊那市介護予防施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(名称及び位置) 第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	名称
位置	位置
略	略
<u>和手下いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県1610番地 2</u>
<u>上山田いきいき交流施設</u>	<u>伊那市高遠町上山田397番地 1</u>
<u>下村いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西春近6324番地 4</u>
<u>下小出いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西春近5817番地 6</u>
<u>野口いきいき交流施設</u>	<u>伊那市手良野口959番地 1</u>
<u>上島いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西春近2124番地 7</u>
<u>境いきいき交流施設</u>	<u>伊那市境1188番地</u>
<u>木裏原いきいき交流施設</u>	<u>伊那市東春近10746番地43</u>
<u>四日市場いきいき交流施設</u>	<u>伊那市高遠町長藤6463番地</u>
<u>湯戸いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県8473番地 2</u>
<u>柳沢いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西春近4608番地 1</u>
<u>上川手いきいき交流施設</u>	<u>伊那市美篤8959番地 8</u>
<u>城いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西春近411番地</u>
<u>川北町いきいき交流施設</u>	<u>伊那市荒井3896番地 8</u>
<u>高尾町いきいき交流施設</u>	<u>伊那市山寺2118番地 5</u>
<u>下中島いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県6534番地 3</u>
<u>池いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県9865番地</u>
<u>羽根いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県8079番地 1</u>
<u>南小出いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西春近3785番地 2</u>
<u>御堂いきいき交流施設</u>	<u>伊那市長谷溝口2392番地</u>
略	略

# 議案第11号関係資料(1)

## 伊那市国民健康保険条例改正概要

### 1 制度説明

#### ・ 出産育児一時金

出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度である。

出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、被用者保険は政令で、市町村国民健康保険は条例でそれぞれ規定している。

#### ・ 産科医療補償制度

分娩機関が分娩1件につき1万2,000円の掛金を（公財）日本医療機能評価機構を通じて保険料として保険会社に納め、補償対象の分娩となった場合に、妊産婦（児）に保険会社から補償金となる保険金が支給される制度である。この掛金相当額が、出産育児一時金として加算される。

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により障害等が生じた場合に、これを救済し、事故原因の分析を通して再発を防止するとともに、産科医療の質の向上を図ることを目的とし、平成21年1月から同機構において制度の運営を開始した。

### 2 改正内容

#### ・ 出産育児一時金の引上げ <第5条関係>

	改正前 (現 行)	改正後 (令和5年4月1日以降)	備 考
出産育児一時金	40万8,000円	48万8,000円	条例で改正
出産育児一時金加算支給額 (産科医療補償制度掛金相当額)	1万2,000円	1万2,000円	改正なし(伊那市国民健康保険給付規則に規定)
合 計	42万円	50万円	

## 議案第11号関係資料(2)

### 伊那市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

# 議案第12号関係資料

## 伊那市キャンプ場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
(使用期間) 第5条 キャンプ場の使用期間は、次のとおりとする。				(使用期間) 第5条 キャンプ場の使用期間は、次のとおりとする。			
名称		使用期間		名称		使用期間	
略				略			
千代田湖キャンプ場		5月1日から10月31日まで		千代田湖キャンプ場		4月1日から11月30日まで	
鹿嶺高原キャンプ場		5月1日から10月31日まで		鹿嶺高原キャンプ場		4月1日から11月30日まで	
2 略				2 略			
別表（第9条関係） (1) 小黒川渓谷キャンプ場利用料金				別表（第9条関係） (1) 小黒川渓谷キャンプ場利用料金			
区分		単位		区分		単位	
略				略			
オートキャン プサイト	宿泊使用	1サイト	5,000円	オートキャン プサイト	宿泊使用	1サイト	10,000円
	日帰り使用	1サイト1時間	300円		日帰り使用	1サイト1時間	600円
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	3,000円	テントサイト	宿泊使用	1サイト	5,000円
	日帰り使用	1サイト	1,000円		日帰り使用	1サイト	2,000円
略				略			
(2) 千代田湖キャンプ場利用料金				(2) 千代田湖キャンプ場利用料金			
区分		単位		区分		単位	
テントサイト	宿泊使用	1サイト	2,000円	テントサイト	宿泊使用	1サイト	5,000円
	日帰り使用	1サイト	700円		日帰り使用	1サイト	2,000円
フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	1,000円	フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	3,000円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	500円			小学生及び幼児（3歳以上）1人	1,500円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1人	500円		日帰り使用	一般（中学生以上）1人	1,500円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	300円			小学生及び幼児（3歳以上）1人	1,000円

旧			新		
貸切り（団体に限る。）	宿泊使用	56,000円	貸切り（団体に限る。）	宿泊使用	60,000円
	日帰り使用	25,600円		日帰り使用	30,000円
			駐車場使用	1台	1,000円
<p>(3) 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 宿泊使用の時間を超えて使用する場合は、1時間につき、<u>キャビン1,600円、オートキャンプサイト300円、テントサイト300円、ペットサイト400円、フリーサイト100円、貸切り6,000円</u>を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p> <p><u>6</u> 略</p>			<p>(3) 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 宿泊使用の時間を超えて使用する場合は、1時間につき、<u>表に定める利用料金の額の20パーセント以内の額</u>を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p> <p><u>6</u> 指定管理者が定めて市長が承認した期間は、千代田湖キャンプ場のテントサイトをフリーサイトとして使用できるものとし、<u>この場合の利用料金の額はフリーサイトの額とする。</u></p> <p><u>7</u> 略</p>		

# 議案第13号関係資料

## 伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新						
別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表					別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表						
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数		
略					略						
大萱団地	略				大萱団地	略					
	伊那市西箕輪7200番地34	簡平	31.57	昭和39年度		8戸	伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	8戸
	伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度		8戸					
略					略						
若宮団地	略				若宮団地	略					
	伊那市若宮7317番地	簡平	33.71	昭和44年度		24戸	伊那市若宮7317番地	簡平	33.71	昭和44年度	12戸
	略					略					
	伊那市若宮7312番地	簡平	54.10	昭和53年度		2戸	伊那市若宮7314番地3	簡平	51.20	昭和53年度	6戸
伊那市若宮7314番地3	簡平	51.20	昭和53年度	6戸							
略					略						
備考 略					備考 略						

# 議案第14号関係資料

## 伊那市中間教室条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新						
<p>(設置)</p> <p>第1条 市内の小中学校の<u>登校拒否児童及び登校拒否生徒</u>を対象に、<u>学校復帰に向けて</u>集団適応指導、学習指導及び教育相談等を行うことを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、中間教室を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市内の小中学校の<u>不登校の児童生徒</u>を対象に、<u>学校復帰及び社会的自立に向けた</u>集団適応指導、学習指導及び教育相談等を行うことを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、中間教室を設置する。</p>						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 中間教室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p><u>名称</u> やまびこ学級</p> <p><u>位置</u> 伊那市中央4961番地</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 中間教室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">やまびこ学級</td> <td style="text-align: center;">伊那市中央4961番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伊宝館</td> <td style="text-align: center;">伊那市狐島3974番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	やまびこ学級	伊那市中央4961番地	伊宝館	伊那市狐島3974番地2
名称	位置						
やまびこ学級	伊那市中央4961番地						
伊宝館	伊那市狐島3974番地2						
<p>(開設時間及び休日)</p> <p>第3条 <u>やまびこ学級</u>の開設時間及び休日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開設時間 午前9時から午後3時までとする。ただし、登校時刻及び下校時刻については、規則で定める<u>メンタルアドバイザー</u>が個々の<u>登校拒否児童及び登校拒否生徒</u>に応じ、適宜決めるものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(開設時間及び休日)</p> <p>第3条 <u>中間教室</u>の開設時間及び休日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開設時間 午前9時から午後3時までとする。ただし、登校時刻及び下校時刻については、規則で定める<u>適応指導員</u>が個々の<u>不登校の児童生徒</u>に応じ、適宜決めるものとする。</p> <p>(2) 略</p>						

## 議案第15号関係資料(1)

### 伊那市美術館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 美術に関する資料の収集、保管及び展示を行い、その教養、調査研究等に資することにより、地域文化の発展に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、美術館を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 美術に関する資料の収集、保管及び展示を行い、その教養、調査研究等に資することにより、地域文化の発展に寄与するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、美術館を設置する。</p>
<p>(美術館協議会)</p> <p>第14条 <u>法第20条</u>の規定により、美術館に、伊那市美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～4 略</p>	<p>(美術館協議会)</p> <p>第14条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条</u>の規定により、美術館に、伊那市美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～4 略</p>

## 議案第15号関係資料(2)

### 伊那市歴史博物館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 市の歴史と文化に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の学習と教養の向上に寄与するとともに、それら資料の活用を通じ広く情報の発信と文化交流を図るため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、博物館を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市の歴史と文化に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の学習と教養の向上に寄与するとともに、それら資料の活用を通じ広く情報の発信と文化交流を図るため、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、博物館を設置する。</u></p>
<p>(博物館協議会)</p> <p>第13条 <u>法第20条の規定により、博物館に、伊那市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(博物館協議会)</p> <p>第13条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条の規定により、博物館に、伊那市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>2～4 略</p>

## 議案第16号関係資料

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
	<p><u>(安全計画の策定等)</u>  <u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>  <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u>  <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u>  <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>
	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u>  <u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>
	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u>  <u>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ず</u></p>

旧	新
	<p><u>るよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>

# 議案第17号関係資料

## 伊那市体育施設条例新旧対照表

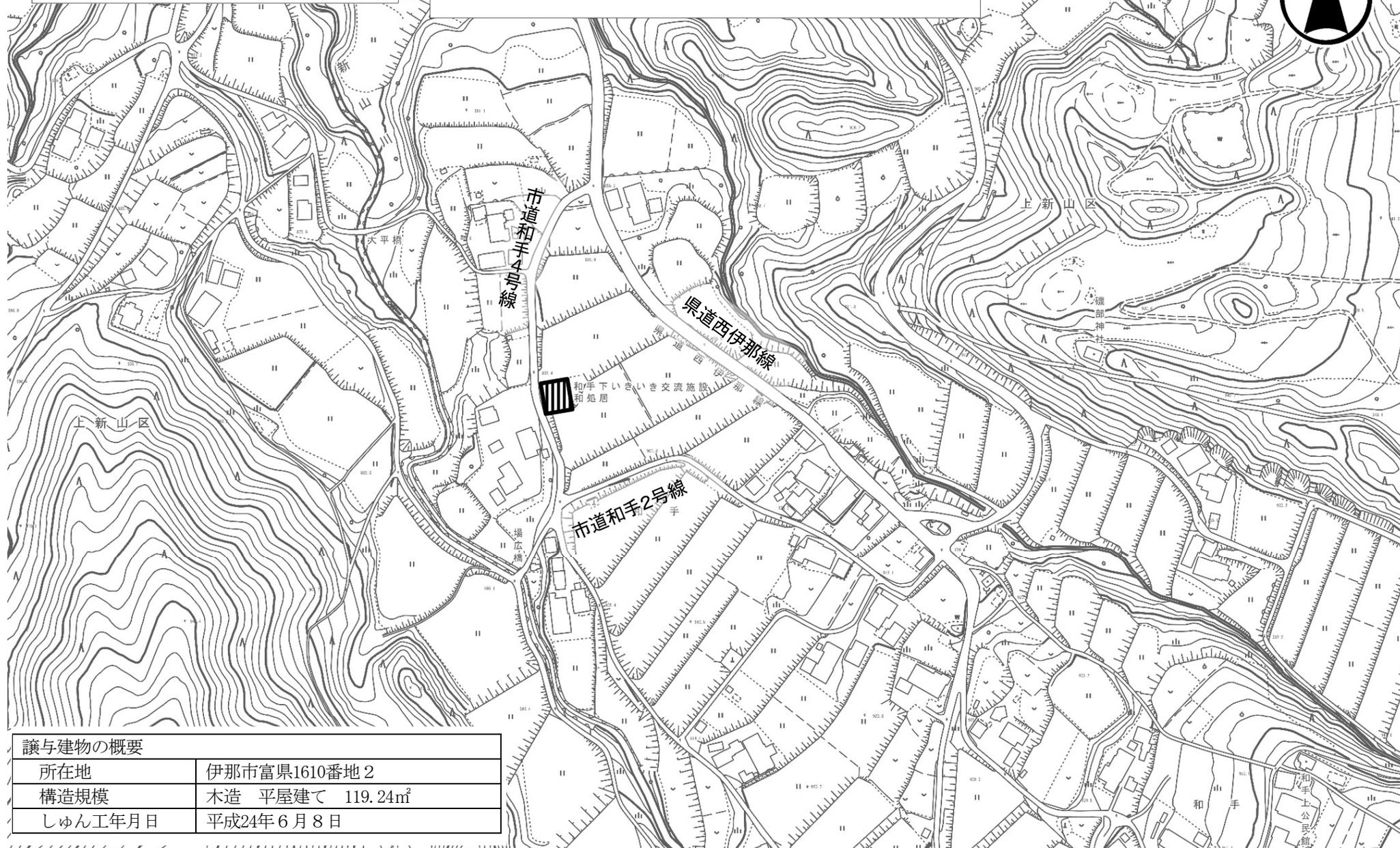
(傍線の部分は改正部分)

旧	新																					
<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>スケート場</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那西スケート場</td> <td>伊那市横山6990番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊那西スケート場	伊那市横山6990番地1	<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略</p>																	
名称	位置																					
伊那西スケート場	伊那市横山6990番地1																					
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>高遠グリーンパーク</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前8時30分から午後5時30分まで</td> </tr> <tr> <td>伊那西スケート場</td> <td>12月1日から翌年2月20日(1月1日を除く。)まで</td> <td>午前6時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	略			高遠グリーンパーク	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後5時30分まで	伊那西スケート場	12月1日から翌年2月20日(1月1日を除く。)まで	午前6時から午後9時まで	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>高遠グリーンパーク</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前8時30分から午後5時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	略			高遠グリーンパーク	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後5時30分まで
名称	開場期間	開場時間																				
略																						
高遠グリーンパーク	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後5時30分まで																				
伊那西スケート場	12月1日から翌年2月20日(1月1日を除く。)まで	午前6時から午後9時まで																				
名称	開場期間	開場時間																				
略																						
高遠グリーンパーク	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後5時30分まで																				
<p>別表第2 (第8条関係) 1～27 略 28 <u>伊那西スケート場</u> (1) <u>スケート場</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>午前6時から正午まで</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>正午から午後9時まで</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td>1人1回につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>設備用器具</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間照明施設</td> <td>1時間につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	専用使用	午前6時から正午まで	15,000円	正午から午後9時まで	15,000円	個人使用	1人1回につき	200円	区分	利用料金	夜間照明施設	1時間につき	500円	<p>別表第2 (第8条関係) 1～27 略</p>						
区分	利用料金																					
専用使用	午前6時から正午まで	15,000円																				
	正午から午後9時まで	15,000円																				
個人使用	1人1回につき	200円																				
区分	利用料金																					
夜間照明施設	1時間につき	500円																				

旧			新
放送器具	1回につき	1,500円	
備考			
1 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。			
2 夜間照明施設利用料金は、個人で使用する場合には、徴収しない。			

議案第19号関係資料(1)

和手下いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市富県1610番地2
構造規模	木造 平屋建て 119.24㎡
しゅん工年月日	平成24年6月8日

上山田いきいき交流施設位置図



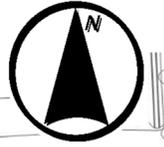
譲与建物の概要	
所在地	伊那市高遠町上山田397番地 1
構造規模	木造 平屋建て 238.49㎡
しゅん工年月日	平成24年 7月17日

# 下村いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市西春近6324番地4
構造規模	木造 平屋建て 106.00㎡
しゅん工年月日	平成24年10月22日

下小いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市西春近5817番地6
構造規模	木造 平屋建て 118.42㎡
しゅん工年月日	平成24年11月21日

議案第19号関係資料(5)

野口いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市手良野口959番地1
構造規模	木造 平屋建て 373.47㎡
しゅん工年月日	平成24年12月6日

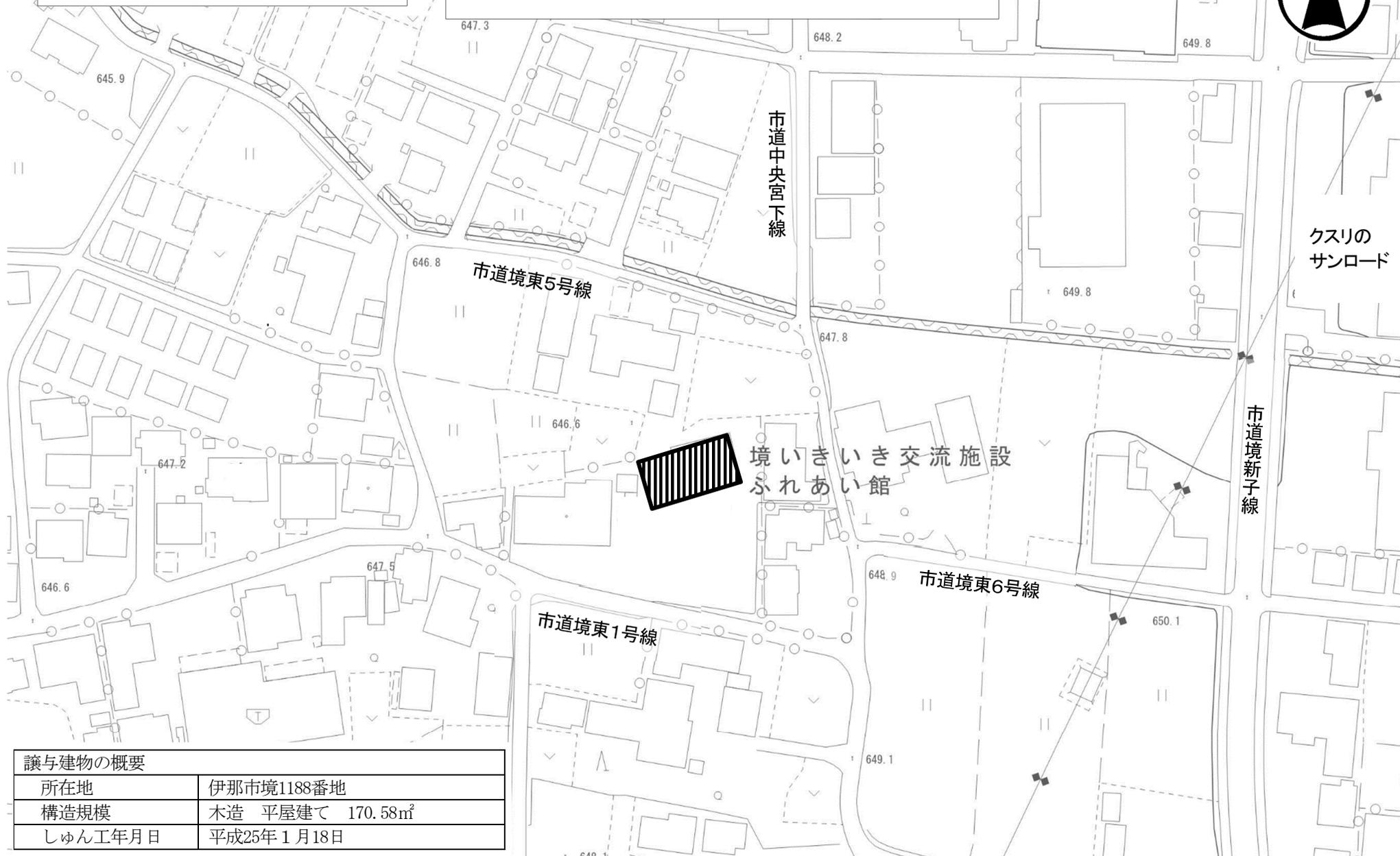
# 上島いきいき交流施設位置図



## 譲与建物の概要

所在地	伊那市西春近2124番地7
構造規模	木造 平屋建て 212.82㎡
しゅん工年月日	平成24年12月5日

# 境いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市境1188番地
構造規模	木造 平屋建て 170.58㎡
しゅん工年月日	平成25年1月18日

# 木裏原いきいき交流施設位置図



伊那食品工業株式会社

中央自動車道

市道木裏原1号線

市道南丘北丘線

伊那西高等学校

木裏原いきいき交流施設  
木裏原公民館

東春近  
木裏原区

市道南丘北丘線

譲与建物の概要

所在地	伊那市東春近10746番地43
構造規模	木造 平屋建て 135.19㎡
しゅん工年月日	平成25年1月17日



譲与建物の概要	
所在地	伊那市高遠町長藤6463番地
構造規模	木造 平屋建て 146.56㎡
しゅん工年月日	平成25年1月21日

# 湯戸いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市富県8473番地2
構造規模	木造 平屋建て 79.08㎡
しゅん工年月日	平成25年2月5日

# 柳沢いきいき交流施設位置図



有限会社ばばな農園



譲与建物の概要	
所在地	伊那市西春近4608番地1
構造規模	木造 平屋建て 126.70㎡
しゅん工年月日	平成24年12月25日



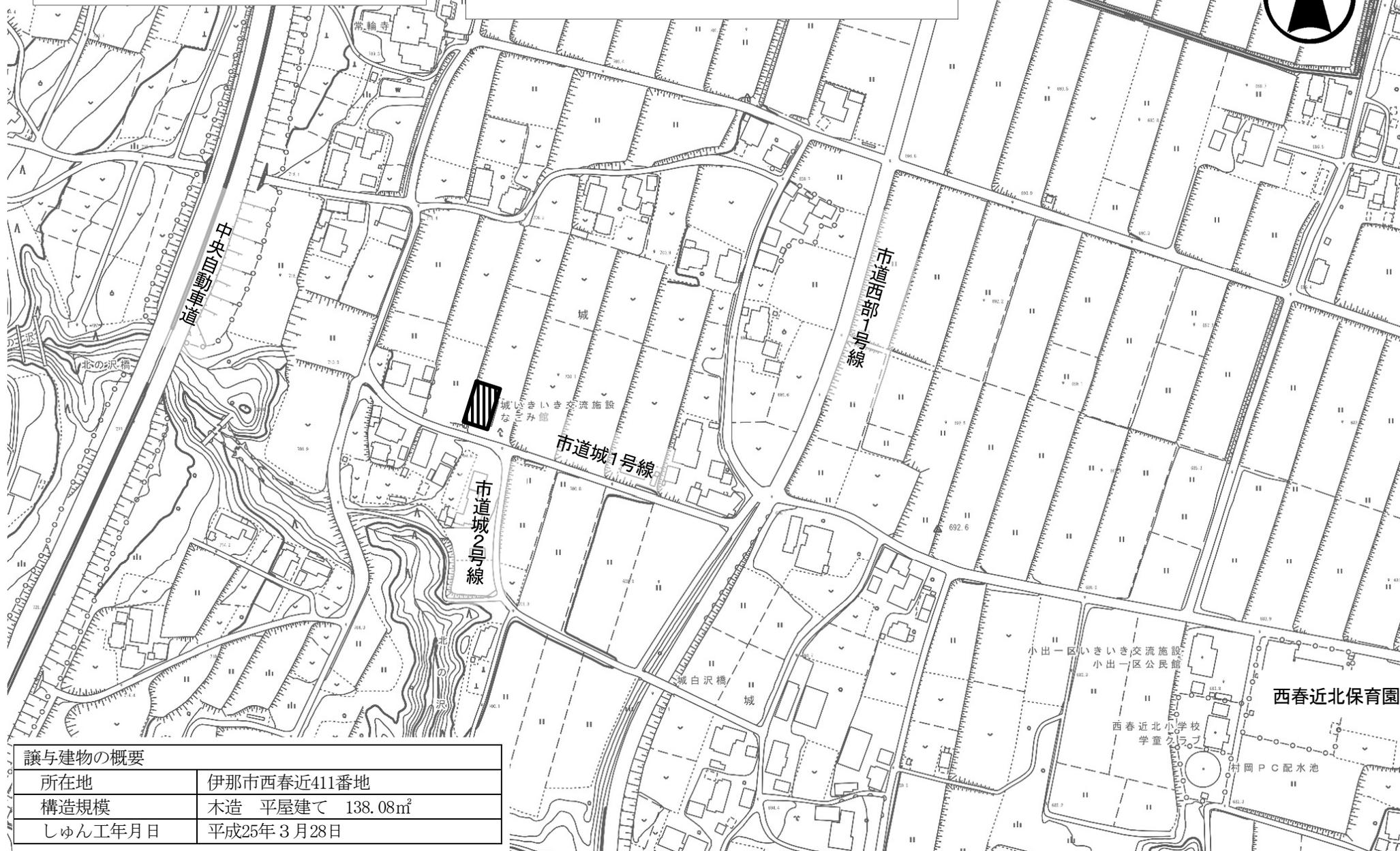
譲与建物の概要

所在地	伊那市美篤8959番地8
構造規模	木造 平屋建て 182.18㎡
しゅん工年月日	平成25年3月29日

国道361号

議案第19号関係資料(13)

城いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市西春近411番地
構造規模	木造 平屋建て 138.08m <sup>2</sup>
しゅん工年月日	平成25年3月28日

議案第19号関係資料(14)

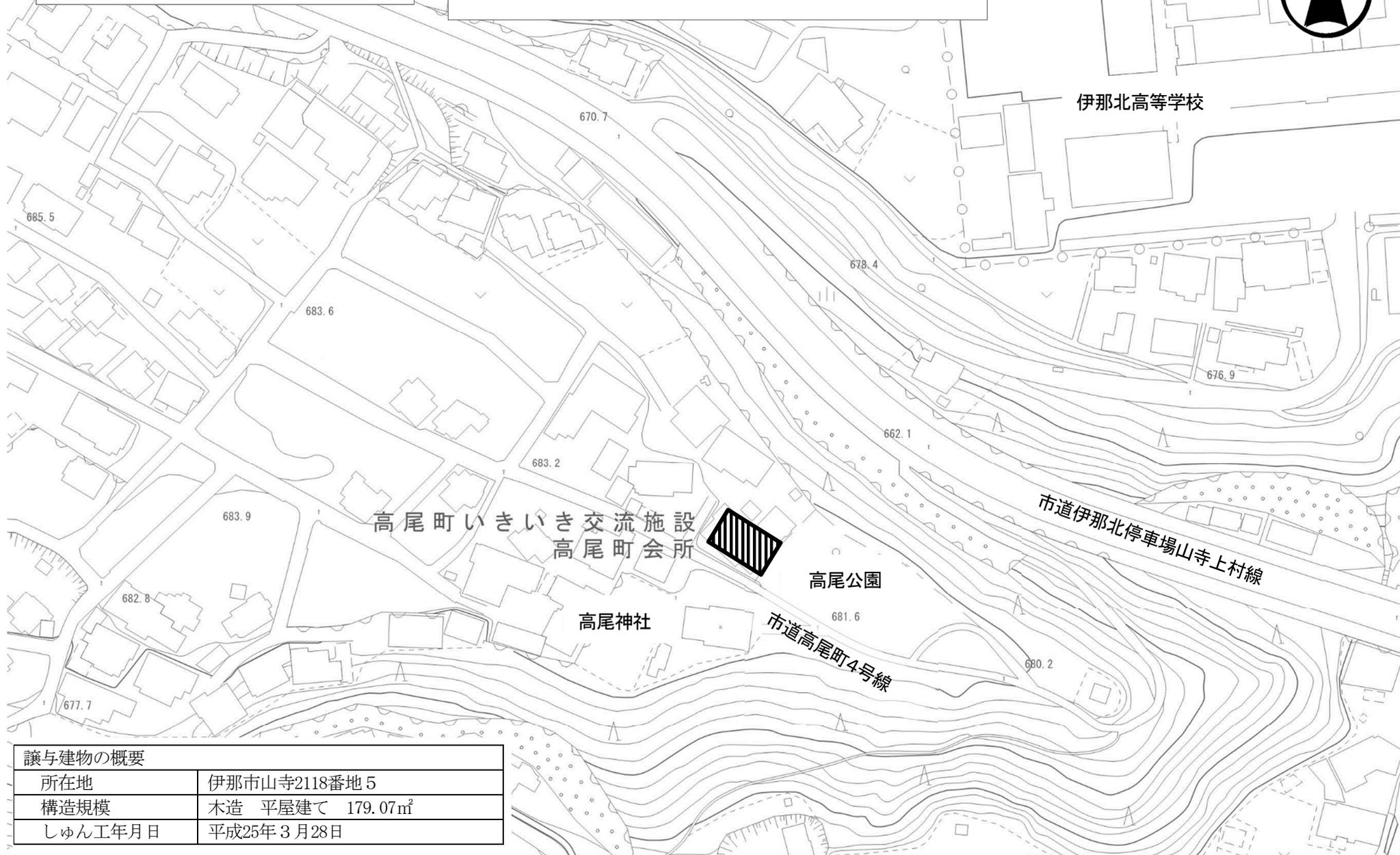
川北町いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市荒井3896番地8
構造規模	木造 平屋建て 188.81㎡
しゅん工年月日	平成25年3月22日

# 高尾町いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市山寺2118番地5
構造規模	木造 平屋建て 179.07㎡
しゅん工年月日	平成25年3月28日

# 下中島いきいき交流施設位置図



### 譲与建物の概要

所在地	伊那市富県6534番地3
構造規模	木造 平屋建て 113.86㎡
しゅん工年月日	平成25年3月19日

# 池いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市富県9865番地
構造規模	木造 平屋建て 130.01㎡
しゅん工年月日	平成25年3月22日

# 羽根いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市富県8079番地1
構造規模	木造 平屋建て 87.57㎡
しゅん工年月日	平成25年3月29日

# 南小いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市西春近3785番地2
構造規模	木造 平屋建て 88.04㎡
しゅん工年月日	平成25年3月26日